

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

|  |                              |
|--|------------------------------|
| 基金の名称<br>（見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）          | 保証事業等に係る信用基金（債務保証事業）         |
| 法人名  | 日本商工会議所                      |
| 基金額（国庫補助金等相当額）                               | 55百万円（50百万円）（平成20年4月1日現在）    |
| 基金事業の概要<br>（見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要） | 商工会議所が行う基盤施設事業に係る借入に対する債務保証。 |

2. 見直し結果（平成20年度）

| 項目   | 講ずる措置   |
|--|---|
| 実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2）） | ○今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施   |
| 基金事業を終了する時期                                    | 本債務保証事業の対象となる「基盤施設事業」は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の認定に基づく事業であり、小規模事業者の施設の近代化を促進するとともに、事業の集団化、共同化による経営の効率化、近代化を図り、小規模事業者の経営の改善発達に寄与するためのツールとして公益性の高い事業であることから、ニーズに応じて、引き続き実施していくことが必要であるため、当該事業については終期を設定しない。   |
| 次回の見直し時期                                       | 平成23年度  |
| 基金事業の目標  | 商工会議所が小規模事業者の事業の共同化を支援することにより、小規模事業者の経営の充実を図る。  |
| 目標達成度の評価                                       | —   |
| 基金の保有割合  | 1. 09   |
| 基金の保有割合の算出                                     | （算出に用いた方式）<br>例：保有割合＝直近年度末の基金額×基金保有額に対する債務保証限度額の倍率÷（債務保証残高＋債務保証見込額＋損失引当金等＋管理費）<br>（算出に用いた数値）<br>直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：55百万円<br>債務保証限度額の倍率：10倍<br>貸付残高：平成19年度末の貸付残高：0百万円<br>債務保証見込額：502百万円<br>管理費：事業終了までに要する管理費：0百万円   |
| 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）                       | 使用見込みの低い基金等の該当の有無<br>有・無<br>〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】②）<br><br>（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）<br>前回見直し（平成18年度）において、基金規模について検証を行い、平成19年度に基金の9割の国庫返納を行って基金規模の適正化を図ったところである、その後、見直し後の基金の事業運営として、利用促進のため各地商工会議所に対し、各種会議等の場で制度内容等の周知徹底を図るなどニーズの掘り起こしに努めているところであり、また、現在、景気後退局面に入った中で、小規模事業者の事業の集団化等により経営の効率化等を図ることは潜在的なニーズがあると考えられるため、引き続き本事業を実施していくことが必要である。<br>（積算根拠）<br>1件当たり事業規模：407,196千円（平成18年度基盤施設事業認定案件等の平均）<br>1件当たり借入額：55,867千円（平成18年度認定案件等の借入割合平均13.72%）<br>1件当たり債務保証見込額：502,280千円（債務保証割合90%）<br>今後の債務保証見込件数：20件（毎年1件、債務保証期間20年）<br>債務保証残高：502百万円（50,280千円×20件×1/2）<br>基金所要額：50百万円（債務保証限度額の倍率10倍） |

## その他

- (※1) 「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。
- (※2) 「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）
- (※3) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 基金の名称<br>（見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）          | 保証事業等に係る信用基金（債務保証事業）              |
| 法人名  | 全国商工会連合会                          |
| 基金額（国庫補助金等相当額）                               | 55百万円（50百万円）（平成20年4月1日現在）         |
| 基金事業の概要<br>（見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要） | 商工会・商工会連合会が行う基盤施設事業に係る借入に対する債務保証。 |

2. 見直し結果（平成20年度）

| 項目   | 講ずる措置  |
|--|--|
| 実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2）） | ○今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施  |
| 基金事業を終了する時期                                    | 本債務保証事業の対象となる「基盤施設事業」は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の認定に基づく事業であり、小規模事業者の施設の近代化を促進するとともに、事業の集団化、共同化による経営の効率化、近代化を図り、小規模事業者の経営の改善発達に寄与するためのツールとして公益性の高い事業であることから、ニーズに応じて、引き続き実施していくことが必要であるため、当該事業については終期を設定しない。  |
| 次回の見直し時期                                       | 平成23年度   |
| 基金事業の目標  | 商工会等が小規模事業者の事業の共同化を支援することにより、小規模事業者の経営の充実を図る。  |
| 目標達成度の評価                                       | —  |
| 基金の保有割合  | 1. 09  |
| 基金の保有割合の算出                                     | （算出に用いた方式）<br>例：保有割合＝直近年度末の基金額×基金保有額に対する債務保証限度額の倍率÷（債務保証残高＋債務保証見込額＋損失引当金等＋管理費）<br>（算出に用いた数値）<br>直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：55百万円<br>債務保証限度額の倍率：10倍<br>貸付残高：平成19年度末の貸付残高：0百万円<br>債務保証見込額：502百万円<br>管理費：事業終了までに要する管理費：0百万円  |
| 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）                       | 使用見込みの低い基金等の該当の有無<br>有・無<br>〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】②）<br><br>（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）<br>前回見直し（平成18年度）において、基金規模について検証を行い、平成19年度に基金の9割の国庫返納を行って基金規模の適正化を図ったところである、その後、見直し後の基金の事業運営として、利用促進のため各地商工会等に対し、各種会議等の場で制度内容等の周知徹底を図るなどニーズの掘り起こしに努めているところであり、また、現在、景気後退局面に入った中で、小規模事業者の事業の集団化等により経営の効率化等を図ることは潜在的なニーズがあると考えられるため、引き続き本事業を実施していくことが必要である。<br>（積算根拠）<br>1件当たり事業規模：407,196千円（平成18年度基盤施設事業認定案件等の平均）<br>1件当たり借入額：55,867千円（平成18年度認定案件等の借入割合平均13.72%）<br>1件当たり債務保証見込額：502,280千円（債務保証割合90%）<br>今後の債務保証見込件数：20件（毎年1件、債務保証期間20年）<br>債務保証残高：502百万円（50,280千円×20件×1/2）<br>基金所要額：50百万円（債務保証限度額の倍率10倍） |

## その他

- (※1) 「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。
- (※2) 「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）
- (※3) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

